

# 消費税インボイス制度対策 個別相談会

令和5年10月から開始されるインボイス制度は、登録番号・消費税率・消費税額などの記載要件を満たした適格請求書(インボイス)などを発行・保存しておく制度です。

仕入れ側(買い手)は、売り手が発行する適格請求書(インボイス)を保存しておくことで、消費税の仕入税額控除を行うことができます。

消費税の課税事業者だけでなく売上高1000万円以下の免税事業者にも影響する制度改正であり、制度の概要把握や消費税に関する知識の習得、事務対応などの対策を始める必要があります。また、制度導入に向けた事業者登録が始まっていますので、ぜひこの機会にご相談ください。

**開催日：① 12月7日(水) ② 12月8日(木)**

**時間：10:00~16:00**

※申込み受付後に相談時間(1事業所30分程度)を事務局で調整し、ご連絡いたします

**講師：近畿税理士会西協支部所属 税理士**

**場所：西協商工会議所 4階相談室**

**相談料：無料 定員：60名程度** ※税理士と対面での個別相談会です

「消費税インボイス制度対策個別相談会」参加申込書 お問い合わせ TEL：0795-22-3901

送付先 FAX：0795-22-8739

事業所名		業種		従業員数	
住所		電話		FAX	
参加者氏名		参加者氏名		Mail	

▼希望する日の口に✓をいれてお申し込みください

**12月7日(水)**

**12月8日(木)**